

年金フォーラムでは、年金民営化を当面の主たるテーマに検討を進めておりますが、第2回は、小野委員より、「海外における年金改革の動き（総論）」について、ご報告いただきました。以下は、小野委員の報告概要です。

「海外における年金改革の動き（総論）」

年金フォーラム 小野委員

ニッセイ基礎研究所「第2回年金フォーラム」(2000.5.29) 報告要旨

I. 年金改革論

1. 世界銀行

(1) 年金改革の視点

年金制度は任意とすべきか、強制とすべきか

貯蓄機能と所得再配分機能をどうウェイトづけするか。また、その機能は別々とすべきか、統合して行うべきか

不測の事態から生じるリスクは誰が負担するのか

完全積立方式か賦課方式か

老齢保障プログラムは、社会的制度であると同時に経済成長の手段でもあるべき

(2) 老後の所得保障の3つの柱

第1の柱：義務的な公的運営の柱

・老齢者の困窮の緩和を目的とする

・形態としてはミーンズテストによるテスト付プランや最低保証年金または定額年金とする

・最も低コストである最低保証年金を提唱

・財政方式は賦課方式（税方式）を提唱

第2の柱：義務的な民間運営の柱

・規制付完全積立方式の掛金建ての制度

・雇用流動性、適用範囲の広さから個人貯蓄型を提唱

第3の柱：自主的な柱

2. ILOの反論

(1) 賦課方式に対する世界銀行の批判

高齢化に対応できない

世代間・世代内の再配分に不公平が生じている

年金財政逼迫の際に、給付水準見直し・支給開始年齢引上げ等の政治的リスクが存在

政府主導の制度であるため、運営が非効率となりがち

(2)これに対し、ILO では「危険な選択 (risky strategy)」と批判

給付建て制度が経済発展を阻害するとは言い切れない

給付水準の見直し等は環境変化に対する長期的な制度安定のための措置であり、政治的リスクではない

高齢化の影響は賦課方式でも積立方式でも免れない

公的年金制度導入時及び賦課方式から積立方式への転換時には二重の負担が生じる

(3)ILO の考え方

- ・世界銀行の提唱する第 1 の柱 (定額の税方式による最低保証) には同意
- ・第 2 の柱として、賦課方式による確定給付型年金を提唱
- ・第 3 の柱として、積立上限額まで強制加入とした民間運営機関による確定拠出型の年金制度を提唱

3.その他

(1) 「Social Security Privatization (社会保障の民営化 / Feldstein)」

- ・資本市場で運用すれば実質リターンは 9.3% (非課税ベース)、賦課方式では 2.6%、この差約 7%を失うこととなっている
- ・社会保障制度の仕組みが労働市場の歪みを生じさせている

(2) 「社会保障年金の財政の原則 (Lawrence Thompson)」

- ・社会保障制度は貯蓄率に影響しない

(3) 「動機付け、高割引者、そして社会保障」

- ・割引率は個人毎に異なり、将来の貯蓄と現在の支出を内部割引率により評価するとの前提の下で、社会保障制度は低割引者に不利な制度とすべきでない
- ・低割引者に中立的な制度とするには、支出税課税が望ましい
- ・米国の社会保障制度において、SSI(補足的保障所得制度 :Supplement Security Income program - 自分の掛金に基づかない所得保障システム) は、低所得労働者に比して非常に不公平な制度であり、廃止すべきとの意見もある

II. 各国の年金制度

1.米国の社会保障年金制度

- (1)1983 年改革では、確定給付型スキームを堅持する中で、財政改善等を実施

(2) Pre-Retirement Earnings Replaced (所得代替率、99年6月時点)

- ・平均所得を得る単身者で約40%、夫婦で約60%

(3) Trustee Report (1999年3月)

- ・75年間の財政予測では、不足金換算率が2.07%に改善(98年は2.19%)
- ・社会保障諮問理事会(Social Security Advisory Board)のレポートでは、死亡率の見直し等により、同2.60%との算出結果を提示

(4) 最近の制度改革案

・Bush案

近代化は引退者や引退間近の者にとっての社会保障制度を変更すべきでない

現在の社会保障剰余金は、"Lock Box"によって保護すべき

社会保障課税掛金は引き上げるべきでない

政府は社会保障基金を株式市場に投資すべきでない

近代化は、社会保障制度の障害給付及び遺族給付部分を保持すべき

近代化は、個人がコントロールする任意の個人引退勘定制度を含むべきであり、同制度が社会保障の安全ネットを増大させる

・Gore案

連邦予算の剰余金のうち、60%超を社会保障制度の財政を支えるために投じる

剰余金の11%を使用して Universal Saving Account を設定し、貯蓄率を引き上げる

- ・世論としては、個人勘定創設に向いており、議員からの法案もこうしたものが多い

2. イギリスの年金制度

(1) 概要

- ・基礎年金に加え、1978年から付加年金(SERPS)を実施
- ・付加年金の給付額は、UBE(Upper Band Earnings: 所得下限を上回る所得)が基礎となる
- ・支給率は現行25%から2010年までに20%まで引き下げ
- ・基礎年金はサッチャー政権以来、賃金スライドは行われておらず、日本に比べてその負担は重くない

(2) 社会保障制度改革

・改革案の骨子

基礎年金は変更しない

国家所得比例年金(SERPS)を国家第2年金(S2P)に置き換える

適用除外を可能とする

最低年金額保証

2002年4月から実施

ステークホルダー年金を2001年4月から導入

・国家第2年金

- 支給率は、平均所得9,500£までは40%で現行のほぼ2倍、9,500~21,600£では10%、21,600£以上では20%であり、年収21,600£の場合に、現行SERPSとほぼ一致する

・ステークホルダー年金

個人年金のもう一つの選択肢

安全性・柔軟性・有利性

信託またはステークホルダーマネージャーによる運営

マネーパーチェス方式（確定拠出型）

適用除外の対象

中所得者が対象

- 手数料については、法律案では残高の1%と規定
（この水準でも金融機関は参入に意欲的）

・雇用主の義務

- ステークホルダー年金を利用可能としなければならない
- 従業員が選択を行う際に相談に応じなければならない
- 掛金の給与天引きを行わなくてはならない
- 雇用主自身も掛金を負担することができる
- 適用除外が可能

3. ドイツの社会保障年金制度

(1) 年金額の算出方法

「年金額 = 総年金ポイント × 年金種別乗率 × 年金価格」

総年金ポイント：全被保険者の平均報酬に対する被保険者個人の報酬の比率を年金ポイントとして毎年算出し、被保険者期間を通じて累計したもの

年金種別乗率：老齢年金で1.0、稼得不能者老齢年金で0.6667等

年金価格：1991年の実績及び旧法に基づいて計算（92年は41.44マルク）

(2) 1999年改革案

・基本原則

現行制度の基本的枠組みを維持

年金受給者、保険料支払者及び連邦による負担の分担

育児にかかる家族の貢献のより適切な反映

信頼（既得権、期待権）の保護

- ・ 高齢化要素を反映した年金価値の調整
 - 平均余命の延長、死亡率の低下による分は年金額を引き下げる、その痛みは受給者と現役世代で半分ずつ負担

(3)改革による効果

- ・ 保険料率は改革を行わなければ、1999年の20.3%から2030年に25.5%まで上昇。改革案全体の効果として、1999年の19.3%から2030年で22.4%に抑えられる
- ・ 年金水準は、改革がなければ2030年で69%、改革を行えば同64%程度
- ・ 生活保護は40%程度の水準があり、全期間加入していない人のインセンティブの問題も指摘されている

以 上